

近畿中部防衛局達第1号

庁用自動車の運転に関する達を次のように定める。

平成29年3月23日

近畿中部防衛局長 藤代 誠

庁用自動車の運転に関する達

改正 平成29年12月27日 近畿中部防衛局達第6号

改正 令和4年3月25日 近畿中部防衛局達第4号

(趣旨)

第1条 この達は、近畿中部防衛局の職員（自動車の運転を本務とするものを除く。以下同じ。）が庁用自動車（職務に必要なため借り上げた自動車を含む。以下同じ。）を運転する場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(庁用自動車を運転する場合の通則)

第2条 庁用自動車の運転は、職務遂行上やむを得ない場合に限り行うものとする。

- 2 庁用自動車は、運転免許証を取得してから1年以上を経過しなければ運転してはならない。
- 3 運転者は、体調に異変を感じたときは、運転命令にかかわらず、庁用自動車を運転してはならない。
- 4 運転者は、運転前及び運転後にアルコールチェックを受けなければならない。

(運転命令者)

第3条 庁用自動車の運転の命令は、その者が公務において旅行したと仮定した場合におけるその者の旅行命令権者（近畿中部防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達（平成19年近畿中部防衛局達第7号）第1条の規定による旅行命令を行う者をいう。）が行うものとする。

(運転者の登録)

第4条 庁用自動車の運転は、近畿中部防衛局（東海防衛支局を除く。以下「本局」という。）の職員にあつては近畿中部防衛局長が、東海防衛支局の職員にあつては東海防衛支局長が作成する庁用自動車運転者名簿（以下単に「名簿」という。）に登録した者でなければならない。

- 2 運転命令者（前条の規定により運転の命令を行う者をいう。以下同じ。）は、名簿に登録すべき職員がいる場合には、その職員の同意を得た上で、本局の職員にあつては近畿中部防衛局長に、東海防衛支局の職員にあつては東海防衛支局長に対して推薦するものとする。
- 3 近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長は、前項の推薦を受けたときは、免許取得年月日その他必要な事項を審査した上で、名簿に登録するものとする。
- 4 名簿に登録されている職員が、庁用自動車の運転についての同意を撤回する意向を運転命令者に対して申し出たときは、当該職員の運転命令者は、本局の職員にあつては近畿中部防衛局長に、東海防衛支局の職員にあつては東海防衛支局長に対して、名簿からの削除を依頼しなければならない。この場合において、撤回

する意向を申し出た職員は、その日から庁用自動車を運転してはならない。

- 5 運転命令者は、自動車の運転に必要な適格性を欠くと判断した場合には、本局の職員にあっては近畿中部防衛局長に、東海防衛支局の職員にあっては東海防衛支局長に対して、名簿からの削除を依頼しなければならない。
- 6 前2項の依頼があったときは、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長は、その職員を名簿から削除しなければならない。
- 7 前項に規定するもののほか、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長は、名簿に登録されている職員が運転命令者を異にして異動した場合には、その職員を名簿から削除しなければならない。
- 8 名簿の管理は、本局の職員にあっては総務部会計課において、東海防衛支局の職員にあっては東海防衛支局会計課において行うものとする。

(運転の命令)

第5条 運転命令者は、管下の職員に対して庁用自動車の運転をさせる場合には、事前に、庁用自動車運転命令書に日時、区間、目的その他必要な事項を記載して当該職員に提示することにより行うものとする。

- 2 事件、事故その他の事情に迅速に対応するため前項の規定による自動車運転命令書による提示を行ういとまがないときは、運転命令者は、前項の規定にかかわらず、電話、メールその他の通信により運転をさせることができる。この場合において、運転命令者は、事後速やかに、自動車運転命令書を作成し、提示するものとする。
- 3 前2項の自動車運転命令書の提示を必要とする用務について、その用務に旅行命令が必要な場合には、当該旅行命令をもって、職員（名簿に登録されているものに限る。）に対する前2項の提示があったものとみなす。
- 4 この条の規定による運転命令を受けた職員（その職員が複数いる場合には、いずれかの職員）は、車両使用申請書を作成し、本局（小松防衛事務所、京都防衛事務所及び舞鶴防衛事務所を除く。）の職員にあっては総務部会計課に、東海防衛支局（岐阜防衛事務所を除く。）の職員にあっては東海防衛支局会計課にそれぞれ提出するものとする。
- 5 本局の職員であって、この条の規定による運転命令を受けた職員（その職員が複数いる場合には、いずれかの職員）が、近畿中部防衛局本局に所属する職員の当直勤務に関する達（平成27年近畿中部防衛局達第5号）第7条の規定により当直員が管理する車両の鍵、ETCカード及び給油カードを使用する場合には、前項の規定にかかわらず、車両使用申請書を当直員に対して提出するものとする。
- 6 前項の場合において、車両使用申請書の提出が困難な職員は、車両使用申請書に記載すべき次に掲げる項目を記載した書類を当直員に対して提出するものとする。
  - (1) 使用者名
  - (2) 使用期間
  - (3) 行き先
  - (4) 要件

7 前項の書類を提出した職員は、事後、車両使用申請書を作成し総務部会計課に提出するものとする。

(運転者の責務)

第6条 運転者は、庁用自動車を運転するときは、事前に、運転前点検基準により目視等の点検を行い、異常があると認めたときは、速やかに、物品供用官又は分任物品管理官に報告しなければならない。

2 運転者は、運転中に庁用自動車に異常があると認めたときは、直ちに運転を中止し、物品供用官又は分任物品管理官に報告しなければならない。

3 運転者（その職員が複数いる場合には、いずれかの職員）は、運転が終了した後は、車両運行日誌を作成し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところに提出するものとする。

(1) 本局（小松防衛事務所、京都防衛事務所及び舞鶴防衛事務所を除く。）の職員 総務部会計課

(2) 東海防衛支局（岐阜防衛事務所を除く。）の職員 東海防衛支局会計課

(3) 小松防衛事務所の職員 小松防衛事務所長

(4) 京都防衛事務所の職員 京都防衛事務所長

(5) 舞鶴防衛事務所の職員 舞鶴防衛事務所長

(6) 岐阜防衛事務所の職員 岐阜防衛事務所長

(事故等の報告)

第7条 運転者は、運行途上において事故等が発生した場合には、必要な措置を取るとともに、直ちに命令者に報告し、その指示を受けなければならない。

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第34条に基づき、物品亡失（損傷等）報告書により、物品供用官又は分任物品管理官に報告するものとする。

(様式等)

第8条 第6条の運転前点検基準並びに第4条第1項の庁用自動車運転者名簿、第5条第1項の庁用自動車運転命令書、同条第3項の車両使用申請書及び第6条第3項の車両運行日誌の様式は、総務部長が定める。

2 東海防衛支局長、小松防衛事務所長、京都防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長又は岐阜防衛事務所長は、前項の総務部長が定める様式を例として、それぞれ庁用自動車運転命令書、車両使用申請書又は車両運行日誌の様式を定めることができる。

(委任事項)

第9条 この達の実施に関し必要な細部事項は、本局にあつては総務部長、東海防衛支局にあつては東海防衛支局長、防衛事務所にあつては防衛事務所長がそれぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成29年4月1日から施行する。

(近畿中部防衛局における自動車運転手以外の職員による自動車運転実施要領の廃止)

2 近畿中部防衛局における自動車運転手以外の職員による自動車運転実施要領（19.9.1制定。次項において「要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この達の施行の日前に、要領第4条の規定により運転者名簿に登録されている職員については、この達の施行の日後においては、この達の第4条の規定により本局の職員にあつては近畿中部防衛局長が作成した名簿に、東海防衛支局の職員にあつては東海防衛支局長が作成した名簿にそれぞれ登録された職員とする。

（適用除外）

4 当分の間、第5条の規定は、現地連絡所（京丹後市民の安全・安心のための対策推進本部の設置等に関する達（平成26年近畿中部防衛局達第1号）第7条第1項に規定する現地連絡所をいう。）において常時勤務する職員には、適用しない。

附 則（平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号）

この達は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日近畿中部防衛局達第4号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。